

市営住宅だより

令和2年
(2020)
3月号発行：門真市新橋町 3-3-114 門真市営住宅管理センター
TEL06-6908-9855 Fax06-6908-9877

日頃より、門真市営住宅管理センターの住宅管理・運営につきましては、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。



当センターは住民の皆様が笑顔で過ごせる団地となりますよう、住宅管理業務に務めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症は、府内において広く流行が認められる状況ではありませんが、感染を予防するため石鹸やアルコール消毒液などによるこまめな手洗いが有効です。また、持病のある方などは、不要不急の外出を控え、人混みを避けるなど感染予防に気をつけてください。

入居のルール

市営住宅は、民間住宅と異なり入居者や同居者等の異動等があれば申請及び届出をし、市の承認を受けなければなりません。（承認されない場合もあります。）

- 同居者が転出・死亡した時や子どもが生まれたとき。
- 入居名義人の変更。
- 市営住宅を退去するとき。
- その他、模様替・一時不在など。

共同生活のルール

みなさんが住んでおられる市営住宅は、隣と接した集合住宅で、そこには多くの人たちが生活しています。

団地生活を快適なものにするためには、お互いが共同生活のルールを尊重し、それを守っていくことが大切です。

- 市営住宅では犬・猫などの動物を飼育することはできません。



■生活騒音に注意しましょう。

■ベランダでの喫煙は、お隣やご近所に配慮しましょう。

家賃・駐車場使用料の

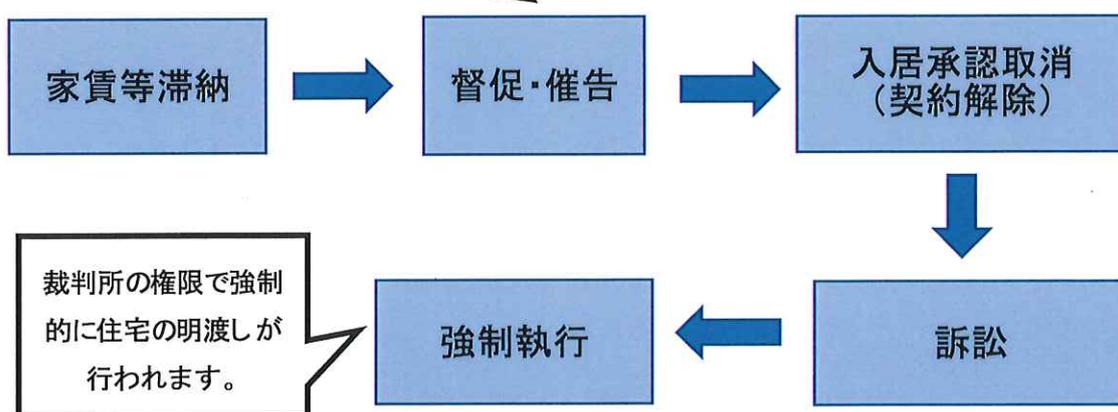
払い忘れなどはありますか？

★家賃・駐車場使用料は必ず納期限内に納めてください。3か月以上の滞納により駐車場が使えなくなったり住宅の明渡しを求められることがあります。収入の減少などで納入が困難となったらまずは、ご相談を！

★納付書を紛失された方は、門真市営住宅管理センターまで連絡してください。

★領収書は大切に保存ください。

納入相談に来られないなど、納付の意思を示そうとせず、滞納状況が改善されない方については入居承認を取消し、裁判所に住宅の明渡しと滞納家賃等を請求する訴えを起こします。



ご注意ください!!

滞納のある方は、新たに駐車場を使用することや、車庫証明の発行はできません。

お知らせコーナー

孤独死を未然に防ぐために

最近、お部屋の中で孤独死や孤立死するニュースが全国各地で報告されています。誰にも気付かれることもなく亡くなる事故を未然に防ぐためにも、人と人とのふれあいが大切です。

普段からご近所とのコミュニケーションをとり、体の不自由なひとや高齢者を支え合う互助意識を高めましょう。



身の回りで以下のような点にご注意ください

- 支援が必要と思われる方がいる。
- 最近姿を見かけない方がいる。
- 郵便受けや玄関ポストに新聞や郵便物が溜まっている。
- 部屋の照明が消えたまま、あるいは点けっぱなし。
- 洗濯物が干しっぱなし。

お気づきの点があれば下記までご一報ください

門真市営住宅管理センター TEL06-6908-9855

快適にお住まいいただくために

市営住宅は多くの方が共同で生活するところであることから、いろいろなルールがあります。

次のような行為は、まわりの人に不快感を
いだかせます

- 深夜や早朝などは大きな音を出さないようお互いに気をつけましょう。

集合住宅では生活音でも上下階や両隣などに響く場合があります。

緊急自動車などの通行の妨げになります。

- ゴミの不法投棄、自転車やバイク等の放置迷惑駐車をしてはいけません。

- 犬・猫・鳥等の飼育や餌付けをしてはいけません。

もし、飼育されている方は、飼育可能な方に譲るなど自主的な対処をお願いします。

緊急時の避難経路ですので、ふさがないようにしましょう。

- 通路・階段に物を置いてはいけません。

- ベランダは整理整頓をしましょう。

住宅の転貸および改造は禁止されています。

以上のように、他の入居者に迷惑や危害を加えたり、転貸や改造などの事実が分かった場合は住宅を明渡していただくことがありますので、十分注意してください。

火災保険・団地保険への加入について



門真市内では、昨年12月に2件の火災が発生しています。

隣家等の出火による損害(被害)に対し、出火元にはその賠償責任が発生しません。(民法第709条)そのため、市営住宅では、大切な財産を守るために家具や家電などの家財については入居者自身で保険に加入することを勧めています。

保険加入については、損害保険会社へお問い合わせください。

水漏れ

入居者が水漏れをおこした場合(洗濯機の排水ホースを下ろさずに洗濯機を回した。排水ホースのつなぎ目が外れていたなど。)は当事者同士で解決していただきます。(管理センターが間に入ることはありません。)もしもの時を考え、上記の家財保険に加入しておくとう安心です。



備えあれば憂いなし



〒571-0048 門真市新橋町3番-3-114号

TEL：06-6908-9855

FAX：06-6908-9877

※営業時間 平日：午前9時～午後5時30分まで

営業時間外は、コールセンターに自動転送されます。

※専用駐車場はございませんので、周辺の有料駐車場をご利用ください。